

産大衆を偽満せんとするに至つたかりである。此の間に  
 処して吾等は吾等の背後に有する米組織労働大衆の自  
 覚の抗争的勢力の实情に鑑み従来の如き少數的運動の  
 態度を持續するの誤りなる事を痛感した。されば吾等の  
 過去の潔癖生硬なる態度を改め苟も労働階級の階級的  
 利益を進展し労働組合の基礎を確立し、労働運動の堅実  
 なる發達に資すべしものありんか。積極的に是を利用す  
 べき事を宣明し又現に利用し来つたものである。例今に  
 國際労働機關の利用と謂ひ共済的施設の实施と謂ひ労  
 働法律の対策と謂ひ何れもよき大衆化せし爲めの具  
 体的方策に過ぎない。しかも吾等は是れによつて従来、戰  
 闘的態度を秋度も失ふことなき未曾有の悪法たる治兵

維持法に對しては極力反對し資本家階級を攻勢に對し  
 ては飽く迄勇敢に戦ひ總計一八一條の争議を指導し、  
 此に参加する人員四二四七五人一六八名の同志は爲め  
 に獄舎に呻吟したのである。思ふに吾等の新たに採用  
 したる、現實政策なるものは世界資本主義の趨勢と日本  
 資本主義の發達の特殊性を考慮し、國際無産階級の運動  
 に力を協はせ、國內資本家階級と抗争する上に最も有効  
 ならしめんとするに外なりぬ。これ大正十三年度宣言の  
 精神にして爾來吾等の一貫せる運動方針であつた。普通  
 選挙法の制定を見、労働法制の施行されんとする今日に  
 於て一般の状況は何等の変化を見ず以前として其の精  
 神を徹底せしむる必要を痛感するものである。